

ごみの減量に
できる取組を始めよう

お問い合わせは
各電話番号へ

10月は3R推進月間、11月の第2日曜日から一週間は市内一斉クリーン週間です。資源を大切に、持続可能な生活や環境美化について一緒に考えてみましょう。

10月は3R推進月間

- リデュース(無駄なごみを出さない)**
 - 不要なものをもらわないようにしましょう
 - マイバッグ、マイボトル、マイ箸等を使いましょう
 - 簡易包装の製品を選びましょう
 - ばら売りや量り売りを利用しましょう
 - 手入れや修理をして大切に使いましょう
- リユース(何回も使う)**
 - 詰替容器を利用しましょう
 - 不要になったおもちゃや衣類等は、必要とする人に譲りましょう
 - リユースプラットフォーム「おいくら」や沼津市「メルカリShops」、お近くのリユースショップなどを利用し、不要品を再使用しましょう
- リサイクル(資源として再利用)**
 - 資源ごみを分別して排出しましょう
 - リサイクル製品を利用しましょう

📍クリーンセンター管理課 ☎055-933-0711

市内一斉クリーン週間参加事業所募集



道路や公園などにポイ捨てされたごみを拾う清掃活動に参加してみませんか。皆さんで市内のごみをなくし、まちをきれいに保ちましょう。

とき 11月9日(日)～15日(土)

対象 市内の事業所や団体

申込方法 市ホームページにある専用フォームまたは所定の用紙に必要事項を明記して郵送、メールまたはファクスで [広報めまづ](#) [検索](#)

申込期限 10月31日(金)(消印有効)

※拾い集めたごみは、希望により市で回収します。

📍環境政策課 ☎055-934-4743

沼津市は、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた取組を進めています。環境への負荷低減のため、できることから行動しませんか。

事業者向け省エネルギー講習会

「見える化」で進める省エネルギーコストダウンをテーマに、使用エネルギーの無駄やロスを減らす手法を学ぶ講習会です。

とき 11月18日(火)、12月2日(火)、18時～19時30分(全2回)

ところ 市民文化センター第3練習室

講師 坂東誠さん(坂東エネルギー・環境研究所代表)

対象 市内で事業を営み、両日参加できる人(個人事業主を含む)

定員 30人程度

申込方法 10月29日(水)までに、事業所の名称・所在地・業種・従業員数、連絡先、参加者の氏名と職名、メールアドレスを明記してメールまたはファクスで [広報めまづ](#) [検索](#)

📍環境政策課 ☎055-934-4741
FAX055-934-3045
✉kankyo@city.numazu.lg.jp

「エココツ」チャレンジ(後期)

ちょっとした気配りでできる節電やエコドライブなど、7日間のエコ生活にチャレンジして、エコのコツを身に付けましょう。応募者の中から、抽選で景品をプレゼントします。

対象期間 令和8年2月28日(土)までの連続7日間

応募方法 市ホームページまたは市役所7階環境政策課にあるチェックシートを直接、郵送、ファクスまたはメールで

申込期限 令和8年3月4日(水)(必着)

※詳細は、市ホームページをご覧ください。

[広報めまづ](#) [検索](#)

照明器具をLED照明に取り替えよう

一般照明用蛍光灯は2027年末までに製造や輸出入が禁止になります。LED照明は蛍光灯よりも長寿命で、消費電力も少なく省エネです。蛍光灯は計画的にLED照明へ交換していきましょう。

家庭や事業所で
エコに取り組もう



📍環境政策課
☎055-934-4741

困りごと、悩みを
相談してみませんか

📍生活安心課
☎055-934-4700

交通事故の補償問題でお困りの方へ

自動車事故の被害に遭われて損害賠償の問題でお困りの方へ、交通事故紛争処理センターの弁護士が、中立・公正な立場で、当事者間の紛争解決のお手伝いを無料で行っていきます。

担当弁護士が当事者の主張をお聞きし、あっせん案をまとめて提示します。当事者同士が合意した場合は、和解が成立して、手続が終了します。

※詳細は、ホームページをご覧ください。

📍交通事故紛争処理センター静岡相談室
☎054-255-5528

特設行政相談所

9・10月は行政相談月間です。

雇用、年金、河川・海岸・道路の管理、登記など、行政サービスについての困りごとや意見・要望・苦情について、行政相談委員が秘密厳守かつ無料で相談に応じますのでご利用ください。

職場のトラブルでお悩みの方へ

県東部県民生活センターでは、賃金未払いや解雇など職場のトラブルを解決するため、労働相談を受けるとともに、弁護士相談や県労働委員会のあっせん制度を紹介しています。

あっせんでは、当事者が互いに合意できるよう、あっせん員が間に入って解決のお手伝いをします。

とき 月～金曜日、9時～12時、13時～16時

ところ 県東部県民生活センター(大手町)

※詳細は、お問い合わせいただくかホームページをご覧ください。

📍県東部県民生活センター ☎055-951-9144

とき	ところ
10/16(木)、13:30~15:30	静浦地区センター大会議室
10/23(木)、13:30~15:30	片浜地区センター大会議室

※当日、直接会場へどうぞ。

まだ食べられる食品がごみとして捨てられてしまう「食品ロス」が問題となっています。「食品ロス」を減らすコツを紹介するので、できることから始めてみませんか。

- 3つの「ない」**
- 買すぎない**
買い物前に在庫確認し、必要な分だけ買う
 - 作りすぎない**
体調や家族の予定などを考えて料理を作る
 - 食べ残さない**
作った料理は早めにおいしく食べ切る
- てまえどり ～スーパー等で～**
買ってすぐに食べるなら、賞味(消費)期限の近い商品を手前から取る
- アイデアレシピの活用**
市民の皆さんから募集した、食材を無駄にしない「食べ切り・使い切りアイデアレシピ」をクックパッド公式キッチンホームページで紹介しています。
- レシピを参考に作ってみてください。

- 30・10運動 ～宴会や会食時～**
- 開始30分は席を立たず料理を楽しむ
 - お開き前の10分間は自分の席で再度料理を楽しみ食べ切る
- 外食のとき**
- 食品ロス削減に取り組むお店を選ぶ(すまいるしょっぷ等)
 - 食べられる量を注文する

食べきれなかったらモッテコ!

飲食店で料理が食べきれなかったときは、お店と相談し持ち帰る検討を! 環境省では、食べ残した料理を持って帰る取組「mottECO(モッテコ)」を推進しています。ただし、持ち帰りは自己責任で、食中毒に注意しましょう。

※詳細は、ホームページをご覧ください。

10月は
食品ロス削減月間です

📍クリーンセンター管理課
☎055-933-0711